

## 【これまでの研究会の議論要旨】

2019年6月21日

第1回（2018年12月）・第2回（2019年2月）で、米国に関する研究会を開催した。研究会の議論の要旨は、以下のとおり。

米国の健康保険システムの特徴のひとつに、所得と年齢で仕切られているシステムであるという点がある。米国の健康保険システムには、無保険者が多数存在することは、この所得と年齢で仕切られていることに由来している。すなわち、高齢者という年齢区分と低所得という所得区分に該当する者のみが、公的制度の対象になる。そして、公的制度の対象にならない者は、民間保険に加入する。公的制度の対象にならず、民間保険に加入できない者は、無保険者となるというメカニズムがある。

通常オバマケアと呼ばれる、2010年に成立した健康保険システム改革法は、2013年までの準備期間を経て、2014年に本格実施された。しかし、健康保険システム改革法を廃止することを主張する政権交代がなされて、オバマケアは変化している。

多くの先進国では、病院・医院の医療サービス等を含むヘルスケアシステムの改革が継続している。健康保険システムは、ヘルスケアシステムの一部になる。米国もヘルスケアシステム改革を長く続けてきた。米国のヘルスケアシステム改革および健康保険システム改革を特徴づける要因として連邦制がある。すなわち、米国ではヘルスケアおよび健康保険は、基本的に州が所管するという原則がある。州の動向に注目する必要がある。

また、米国には連帯という観念ではなく、チャリティーが活発に活動しているという特徴もある。

今後、研究内容は財団叢書として刊行を予定している。